

各都道府県(方面)公安委員会委員長  
各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長

警察庁乙生発第1号  
警察庁乙官発第1号  
警察庁乙情発第1号  
平成12年1月21日  
警 察 庁 次 長

不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の施行について(依命通達)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号。以下「法」という。)が制定され、都道府県公安委員会による援助に関する規定を除き平成12年2月13日から、都道府県公安委員会による援助に関する規定については、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成11年政令第374号)により同年7月1日から施行されることとなり、これに伴い、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則(平成11年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。)が制定された。また、警察庁組織令の一部を改正する政令(平成11年政令第375号)及び警察法施行規則の一部を改正する総理府令(平成11年総理府令第58号)がそれぞれ制定され、平成12年2月13日から施行されることとなった。

これらの制定の趣旨及び要点並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

## 記

### 第1 制定の趣旨

近年の我が国経済、社会の諸分野におけるネットワーク化の進展に伴い、情報通信技術を悪用したハイテク犯罪が年々増加しており、主要国首脳会議等の国際会議においても、ハイテク犯罪に国際的に協調して対処するための方策について議論されているところである。しかしながら、このようなハイテク犯罪を助長するとともに、ネットワークの秩序を乱し、ひいては高度情報通信社会の健全な発展を阻害することとなる不正アクセス行為について、我が国においてはこれを禁止、処罰する法整備が行われていない状況にあった。

そこで、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図るため、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置を定めることを内容とする法が制定されたものである。

### 第2 制定の要点

#### 1 目的

電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。(法第1条関係)

#### 2 定義

(1) 「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいうこととした。（法第2条第1項関係）

(2) 「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者及び当該アクセス管理者（以下(2)において「利用権者等」という。）に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される一定の符号をいうこととした。（同条第2項関係）

(3) 「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するためにアクセス管理者によって当該特定電子計算機等に付加されている機能であつて、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号等であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいうこととした。（同条第3項関係）

### 3 不正アクセス行為の禁止、処罰

特定電子計算機に電気通信回線を通じてアクセス制御機能に係る他人の識別符号等又はアクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報若しくは指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為を、一定の場合を除き、不正アクセス行為として禁止、処罰することとした。（法第3条及び第8条第1号関係）

### 4 不正アクセス行為を助長する行為の禁止、処罰

アクセス制御機能に係る他人の識別符号を第三者に無断で提供する行為を禁止、処罰することとした。（法第4条及び第9条関係）

### 5 アクセス管理者による防御措置

アクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号等の適正な管理に努めるとともに、当該アクセス制御機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（法第5条関係）

### 6 都道府県公安委員会による援助等

#### (1) 都道府県公安委員会による援助等

ア 不正アクセス行為に係る特定電子計算機の設置の場所を管轄する都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。以下同じ。）は、当該特定電子計算機に係るアクセス管理者からの援助の申出に応じ、当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な応急の措置が的確に講じられるよう、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うものとした。（法第6条第1項並びに規則第1条及び第2条関係）

イ 都道府県公安委員会は、アによる援助を行うため必要な事例分析の実施の事務の全部又は一部を、規則で定める要件を満たす者に委託することができることとした。（法第6条第2項及び規則第3条関係）

ウ イにより都道府県公安委員会が委託した事例分析の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、これに違反した者を処罰することとした。（法第6条第3項及び第8条第2号関係）

## (2) 国による援助

ア 国家公安委員会、通商産業大臣及び郵政大臣は、毎年少なくとも一回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとした。（法第7条第1項関係）

イ 国は、不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならないものとした。（同条第2項関係）

## 7 警察庁組織令の一部改正

法に基づく警察庁の事務を生活安全企画課及び生活環境課に分掌させるため、所要の改正を行うこととした。

## 8 警察庁施行規則の一部改正

7により生活安全企画課及び生活環境課の所掌とされた事務を、それぞれセキュリティシステム対策室及び生活経済対策室の事務とすることとした。

## 第3 運用上の留意事項

法制定の趣旨を踏まえ、以下の点に留意して不正アクセス行為、不正アクセス行為を助長する行為等の取締りを積極的に行うとともに、援助を適切に実施すること。

- 1 不正アクセス行為等の取締りや窓口相談等が的確に行われるよう、取締りと援助それぞれについてその責任の所属を明確化の上、人的・物的体制の整備・拡充を推進するとともに、ハイテク犯罪の取締りを一層強化すること。
- 2 取締り等に当たっては、情報通信部門（各都道府県警察の情報管理部門、各警察通信部、各管区警察局情報通信部及び各府県通信部）及び警察庁情報通信局技術対策課との連携を密にすること。
- 3 部内における指導教養を実施し、法の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- 4 関係業界・団体等と連携の上、アクセス管理者等に対して広報啓発活動及び防犯指導を行い、不正アクセス行為からの防御措置、不正アクセス行為発生時の対応等が的確になされるよう努めること。